

冬の陣義演准后日記に見る

二重公儀論の実態について

文学研究科歴史学専攻

西本朗崇

一部否定をしている研究者は、多くはないが見受けられる、その内容は、何れも、慣例的に行っていたものであり、実際に豊臣を公儀として認識していない。という部分やいつまで公儀体制は維持できていたのかなど実状に関するものが大半を占めている。しかしどの論であっても最終的に大坂夏の陣における豊臣家の滅亡により二重公儀体制は崩壊した事実に変わりはない。

この論文における問題提起は笠谷和比古が主張している。二重公儀論（1）に対して、義演准后日記を用いて、義演が徳川を公儀として考えていたのか。それとも、豊臣を公儀として考えていたのかを研究することにより、二重公儀論の実状を導き出す事を主点に起きたいと考える。

どうして、義演准后日記を使用するのか、理由は、

1、大名のように幕府との主従関係が無いので中立的立場で当時の状況を観察していた。と考えるからである。

2、資料の内容的にかなり豊臣家と親しい関係性が見られ、内容が豊富である。

3、義演自身京都醍醐寺の僧で、公家と京都状況がわかる。

以上のように当時の状況が克明に記されているからである。

どうして二重公儀論の実状を主点にしたのか。それは、二重公儀論に対し、凡そ、どの研究者（2）の論文・書籍でも、この二重公儀論という論説を完全に否定できている、研究者は見られない、

そしてどの研究においても武家文書の研究が主な研究対象であった。今回のこの義演准后日記を使用しての二重公儀論への考察はこれまでの研究では果たされていなかった点である。義演准后日記を使用して実状を解き明かすことにより、二重公儀論は実際に、どのような政治体制であったのかという事を、解明するのが本論文の主題であり問題点である。

修士論文の章立ては、4章構成である。第1章では動機と問題を提起し。第二章では先行研究について述べ。第三章秀吉の死後から関ヶ原の戦いまでの政治状況を考察。第4章では関ヶ原の戦いから慶長12年までの政治状況を見ていく。結論では、各章でおわりにで、まとめた事を中心に再度問題に対し結論を述べた。

第2章では、以下のことについて考察した。

まず、二重公儀論について、第1節から豊臣家は他の諸大名とは別で幕府側も一定の配慮があつたと考えることができる。双方が互

を遠慮することで政権的に矛盾が生じる。この政治的矛盾により、関白型公儀体制と幕府型公儀体制が両立するという。政治体制にあつたとするのが、この二重公儀体制という制度であると考えられる。

次に取次について、第2節から豊臣政権では秀吉からの要望を直接の大名に命令するのではなく、取次を介して大名に伝えた。この取次という職は、秀吉の意図を的確に理解でき、大名との間の潤滑油のような役割が期待された、ということができる。そして大名と密接な関わりを持つことになるため秀吉にとって信頼のできる者たちがこの役職についた事が理解される。そして諸大名にもメリットがあり、中央政府との繋がりを持ち、検地や兵農分離など進めることがで近世大名へと変貌を遂げることができた。これにより、双方にとつてメリットがあつたといえる。そして取次という役職が政権と諸大名をつなぐ役であつたと考える。

最後に五大老五奉行について、五大老は秀次事件の死後乱れた政局の安定の為に秀吉の御掟に連署という形で史料に初めて出る。そして、五奉行は当初四奉行で運営されていた。そして大老には秀頼の傅役や政務が主な役割であったことがわかる。一方五奉行は京都所司代のような実務などが主な役割であつたことがわかる。年寄ど自身たちが呼んでいたという先行研究があつた。この年寄りという単語の意味は豊臣家の家政的な一面も担当していたのではないかと

考えられるが。関ヶ原以前の秀頼の前に伺候できるものとして。大坂城勤番定書には江戸内大臣・加賀大納言・江戸中納言・備前中納言・安芸中納言・会津中納言・羽柴備前・徳善院・浅野弾正少輔・石田治部少輔・長束大藏少輔・増田右衛門尉・石川備前守・石田木工頭・石川掃部介・片桐市正の16人が選ばれていた。五大老五奉行と秀忠と利長の二人に加え川備前守・石田木工頭・石川掃部介・片桐市正この4名は大坂城内の風紀の監視と秀頼の所用を承ることであつた。この4名は秀頼のもとにすぐに伺候できるものに含まれているので実質的な家政の運営をこの4名が担つていたのではないかと考えられる。五奉行が豊臣家の家としての実務は行つていなかつたと考える。

第3章では、この章では、秀吉の死後から関ヶ原の戦いまでの政治状況を義演准后日記で考察した。関ヶ原の戦い直前まで五大老五奉行の制度は様々な問題を抱えながらも維持できていたことが日記からわかる。そして、公家・諸門跡・諸大名らは関ヶ原の戦いまで豊臣家が政権の主催者であると認識しており。秀吉が定めた御掟を履行して、秀吉死後においては規範となつていることがわかつた。そして関ヶ原の戦いにおいては、内府ちがいの条々により家康は政権から追い出され。毛利方を秀頼の軍勢であると義演は認識していたことがわかる。

義演は進物先として、義演は関ヶ原以前においては五大老・五奉行などを中心に進物を差し上げていたことがわかる。そして、家臣の名前などは取次の武将以外は名前が出てこない。このことは関ヶ原の戦い以降どのような変化があるのか。このことに注視することが大切である。いずれにせよ関ヶ原の戦い以前は、秀頼・家康・三成・玄以などの人物が重要であったことがわかる。公儀の主催者は秀頼。政権の中央に居たのは・家康・三成・玄以などであつた事がわかる。

奥州征伐では、合議による意思決定がされなかつた。公儀としての性格がなかつたということが理解される。この家康による軍事行動は、公儀としての性格性が全く無く。家康による公儀に対する反逆であつたと考へる。

これらのことから、関ヶ原以前は公儀の主催者は秀頼であつた。そして奥州征伐という家康の軍事行動により、豊臣公儀に対しても、反逆したことが理解されよう。そして、この家康の軍事行動に対して、豊臣公儀は、内府違の条々を公布して家康を弾劾し、政権から追い出したことがわかる。このような政治状況が関ヶ原までの政治状況であつたのではないかと考える。

第4章では、関ヶ原の戦い以降の二重公儀体制の実像を見てきた。まず諸大名の大坂に参向は関ヶ原の戦い直後の慶長6年は半分ほど

の諸大名参加していないものの例年のように行われてきたことがわかる。義演に出てくる諸大名の年始の参向を行つたという記述はこの年を最後に見られなくなつてくる。義演が知らなかつただけという解釈ももちろんできるが通説では年々諸大名の数が減つているといのも事実である。それに対して公家・諸門跡は毎年参向していることが確認できる。義演は正月の大般若轉讀により参加していないこともあるものの軒並み毎年行われてきたことが理解される。いずれにしても、諸大名の大坂参向は年々減少をして、公家・諸門跡は毎年行われていたということが史料から読み取れる。

次に家康と義演との関わりについて。ここでは家康に対する、義演の年頭の礼や路地中の礼をみてきた、ここで言えることは征夷大將軍任官前の家康は、年頭の礼の際に縁まで送つていい事、將軍任官後は、諸門跡の御礼の際には縁まで送つていい事がわかる。そして、この事が常の事であるというふうになるほど常態化していることがわかる。

そして、二重公儀論における二条城会見において家康の秀頼への礼遇はとても丁寧なものであった事、これも二重公儀体制の論拠の一つであるが、公家・諸門跡に対してもこのような厚礼な応対を行つた。このような厚礼をされた、諸家、諸門跡は何れも清華成や准后といった比較的位が高い人間に對して行われていることがわかる。秀頼も関白職に就ける家格を持つており、この当時慶長8年の時点

で内大臣と朝廷内の官位も高位であることがわかる、故にこれらのことから、家康の二条城会見における秀頼への厚礼も説明ができる、厚礼だから秀頼を大切にしていた、なので豊臣公儀への尊敬ではなく、家康は朝廷内や寺家内での高位のものに対して一様に厚礼で対していだと考へることができる。

次に、家康と秀頼それぞれの官位の宣下にと秀頼と千姫の婚姻について見てきた。秀頼の関白就任や秀忠の将軍宣下の噂が流れたりみたいだがこのような噂が流れるほど秀頼の関白職就任と秀忠の将軍就任が望まれていたことがわかる。

家康の将軍就任の御礼を公家衆が行つた事と、門跡衆が翌日に行われたであろうことがわかる、そして、秀忠が将軍職を宣下された時は日本中の大名が供奉し、その威勢は太閤秀吉の頃と変わらないものであった。と義演は述べており徳川の権威が秀吉くらいの権威を保持した事が伺える。

秀頼と千姫の婚姻では公家衆がお祝いで下つてゐる事・門跡衆も下ることになるであろう事が読み取れるが、これは儀礼的な一面が強いと思われる、婚姻の時点では秀頼は関白職につける人間であるので、そちらに婚姻の祝いに行くのは当然の事と考へることができるし、家康の孫娘の婚姻でもあるので、こちらにも気を使う必要があるのではないかと考へる、よつて双方に対する儀礼的な参向であつたのではないかと考へる。

史料 85（修論本文中）に公儀が処分を決めるべきである。との内容の記述がある、では義演はどこを公儀と認識していたのだろうか。史料 1・2 では公家衆に和談をお願いしたことかわかる、このことから朝廷を公儀と認識していたと考えられるが、その後史料 3 での和談が破談になつた事がわかる。そしてこの事件は、史料 4 で家康のもとについたことがわかる。家康の判断は当山と本山をそれぞれ分ける事。という判断が決定された。多聞坊の乱坊についても将軍の裁可を下してもらうべきであるとの主張が見られた。

以上の事から、義演は家康を公儀としての認識していたのではないだろうか。義演は先ず公家に和談を頼むものの失敗したら、それを家康の方に持つて行つた。二重公儀だとするなら、関ヶ原以前から公儀である豊臣に話を持つて行くはずである。しかし義演は家康に話を持つて行つた。このことは、豊臣公儀に公儀としての力がなくなつたという事が言えるのではないだろうか、豊臣から徳川に話が持つて行かれたというのであれば豊臣がまだ公儀としての力を保持していたと言えるだろう。しかし、実際には豊光寺が直接家康に持つていた事が記述されている。当時の比較的高位の僧たちは家康の将軍任官の時点で公儀は徳川に移つたと考えていた。という事が言えるのではないだろうか。このような寺対寺の公事の主催者は将軍である家康が主催した事がわかる。この事件における公儀というのは、将軍が主催していたと言える。

義演の進物先に見る公儀との関係性について、ここで注意するべきは、新出の名前である、義演准后日記の関ヶ原の戦い以降から出てくる板倉勝重この人物は、京都所司代として有名な人物である。この人物が慶長6年10月から出てきており、そこから年始の進物先となっている、これから言えることは、義演は徳川政権との表のパイプ役として、板倉勝重を選んだことが言える。そして公家たちにとつても徳川政権へのパイプ役であったことが史料⁵から理解されよう。ただの武将ならわざわざ二条や閑白といった朝廷内官位の高位な人物達が普通の武将に物を贈る必要がないからである。彼はもちろん家康の直臣であるわけで徳川家臣では彼の名前以外は、家康との取次、勝重への取次以外の名前は出てこない。

対して豊臣家臣で進物先に出てているのは、大般若轉讀の時の進物先に片桐且元、片桐貞隆、小出秀政、織田有葉貞、4名ほどの人物が出てくるが、いずれも大般若轉讀の際の進物先に出てくるぐらいである、豊臣政権の表のパイプ役になっていたのは片桐且元である、これは後述するが寺の再建窓口になつていて、このようなことから徳川政権では、板倉勝重豊臣とは片桐且元がパイプ役になっていた事がわかる。

他にも新出の名前として家康の室である万と亀の両名に進物先に名前がある。この両名は家康が征夷大將軍に就任した後に名前を見ることができる。義演は、この2人を家康との裏のパイプ役にした

きは、新出の名前である、義演准后日記の関ヶ原の戦い以降から出でてくる板倉勝重この人物は、京都所司代として有名な人物である。この人物が慶長6年10月から出てきており、そこから年始の進物先となっている、これから言えることは、義演は徳川政権との表のパイプ役として、板倉勝重を選んだことが言える。そして公家たちにとつても徳川政権へのパイプ役であったことが史料⁵から理

解されよう。ただの武将ならわざわざ二条や閑白といった朝廷内官位の高位な人物達が普通の武将に物を贈る必要がないからである。彼はもちろん家康の直臣であるわけで徳川家臣では彼の名前以外は、家康との取次、勝重への取次以外の名前は出てこない。

以上のことから関ヶ原の戦い以後、以前まで交流のあった大名たちが軒並み改易や死去したことにより新たな関係を構築しなくてはならなくなつたと言える。関ヶ原の戦い直後に板倉勝重や万・亀といつた名前がすぐに出でこないのは、板倉勝重は京都所司代の任命に時間がかかったことが推測される。そして、家康の將軍就任後に萬と亀の両名が出てくるのは、それまで家康は豊臣政権の1人であると想えていたのではないかと考える、これまで家康は豊臣政権の1人である場合裏のパイプ役は必要ないからである、この両名が出てくるのが將軍就任後であるという事実を踏まえると、家康が新たな政権を構築したこと、これまでの表のパイプ役だけではなく、裏のパイプ役が必要になつたと考えるのが普通ではないだろうか。このことから、義演は家康の將軍就任前は豊臣政権が公儀であると認識していた。就任後は徳川政権が公儀であるという認識だったのではないかと考える。

義演は醍醐寺の伽藍の再興や南大門の再興を秀頼に依頼していることがわかる、そこで秀頼は上醍醐の伽藍や南大門の再興を自分の家臣を奉行にして実行していることがわかる。

そして下醍醐の伽藍の再興は淀殿や家康の了解がいる事がわかる、いずれの再興にもこのどちらかの意見が介在しているであろう

ことが推測される。醍醐寺以外にも北野經堂や多田院・南禪寺なども再興している。このいずれの再興にも諸大名に課役があつたことがない、これら寺社の再興は公儀としての一面は感じられない。豊臣の私費での再興があつたことが理解されよう。そして山上の伽藍再興や山下伽藍の再興、南大門の再興などいざれも義演は片桐且元を窓口に頼んでいる。山下伽藍の再興や仏像の要望などには大藏卿にも頼んでいたことがわかる。義演は豊臣を最大の出資者であると考えていたのではないだろうか、寺家にとって伽藍の再興や、山上の伽藍には仏像が入つていないので作つて欲しいなど何れも金銭的に一人ではできないような事を義演は豊臣に依頼していることがわかるが、公事などの訴訟は家康や京都所司代に依頼している事を考えると、豊臣は寺家の金銭的な庇護者である。徳川は公事などの公儀として見ていたのではないだろうかと考える。

関ヶ原の戦い直後から家康を中心に権力が集中していることがわかる。家康の側近である井伊直政に仲介を頼むことで望みを叶えようとしていることや、家康が根来寺の再興を下命したことが確認される。そして、村同士のいざこざや山伏の事件寺家の内乱などあらゆる訴訟が家康に集中していることもわかる。村同士のいざこざは京都所司代が裁決を下しており、寺家同士の場合や寺家の内乱は家康が裁決を下していることが確認できた。

寺家に対する普請役の課役についての淀普請は断ることができた

が、駿河府中の普請には参加している。この駿河府中の普請のやりとりでは、守護不入の地である事を理由に普請役を拒否しており何度も拒否という姿勢を示し続けていたが結局は押し切られて人夫を派遣している。この普請役は現在国役での一律の課役であった。とをしているが、国家行政的な課役であつた場合こんなにも義演は拒否をしたであろうか、国家行政的な課役であつた場合すんなりと課役に応じているのではないだろうか。当時の概念に国家行政的な普請役であるという認識があつたのかこのことは大きな問題である。この認識がない場合、豊臣が唯一普請役に入つた駿府城普請を行つただけで徳川の臣下に入ったことが周知されることにはならないだろうか。そうであつた場合二重公儀論における、駿府城普請役における臣従の強制がなかつたというのではなく、普請役を受けたが故に強制的に臣従したという事実を作つただけではないだろうか。

訴訟について。関ヶ原の戦い以降は家康に権力が集中することが分かり、村同士の小さな問題まで所司代持ち込まれるなど、訴訟の取り扱いを徳川政権が担当していたことがわかる。いざれの問題も豊臣政権に持ち込まれたとい形跡見られなかつた。そして普請役などの課役を課していったのはこれもまた徳川政権によるものであつた。関ヶ原の戦い以降の豊臣政権は普請役も訴訟なども主催できない状況であつたと考える。

まとめに

これまで各章で述べてきたことから筆者は、関ヶ原の戦い以前は、豊臣政権が公儀であった。関ヶ原の戦い以降の政局は、家康の将軍宣下までは、豊臣政権が講義であった。そして宣下後は徳川政権が公儀であったと考える。二重公儀論は武家社会においては確かに論としては認めざるを得ないが、義演准后日記からは、関ヶ原の戦い以降の進物先や訴訟の持ち込み先・課役の賦課などについて考えた時、家康の将軍宣下により公儀は豊臣から徳川に主催者が変わったということが言える。そして、非武家社会において特に寺社においては、將軍任官以降は徳川政権が公儀であることが認識されていたと考える。実状としては、義演が考へていた公儀はひとつであり、二重公儀体制は存在しないことがわかった。

今後の研究課題として、今回は義演准后日記を使用した。他の資料においても同様のことと言えるのかということと、義演准后日記

は四巻までしか刊行されておらず大坂の陣まで議論することができなかつた。今後はこのような事を研究していきたいと思う。

修士論文の反省点として進物先について研究を行つた。この進物の物品についての研究が不十分であったことと、史料を多分に利用したため論文が読みにくいという事、これらの点が反省点である。

注1 笠谷和比古 「関ヶ原合戦と近世の国制」 思文閣出版 二〇〇〇年

○年

注2 藤井譲二 「日本近世の歴史－天下人の時代」 吉川弘文館 二〇一一年

○年

笠谷和比古 「関ヶ原合戦」 講談社選書メチエ 一九九四年

笠谷和比古 「関ヶ原合戦と近世の国制」 思文閣出版 二〇〇〇年

渡辺大門 「戦国史の俗説を覆す」 柏書房二〇一六年

曾根勇二 「大坂の陣と豊臣秀頼」 吉川弘文館二〇一三年

山本博文 「豊臣政権期島津氏の蔵入地と軍役体制 史学雑誌 92

卷

山本博文 「幕藩制の成立と近世の国制」 校倉書房 一九九〇年

福田千鶴 「江戸幕府の成立と公儀」 岩波講座日本歴史10巻 二〇一四年

一四

白峰旬 「十六・七世紀イエズス会日本報告集」 における五大老・

五奉行に関する記載についての考察（その1） 別府大学大学院紀要

二〇一五

白峰旬 「十六・七世紀イエズス会日本報告集」 における五大老・

五奉行に関する記載についての考察（その2） 二〇一五 史学論叢

福田千鶴 「豊臣秀頼」 吉川弘文館 二〇一四

史料1 史料85慶長八年八月十日

乱坊ノ事也

就山伏之儀、從聖護院門跡預兩使、雜務、少貳、多聞坊罷上候、可

大行院袈裟事ニ付先達連署仕進上之、今日扱トシテ公家衆入寺之由
也、但延引、

爲 公儀御沙汰候、袈裟ノ儀ハ各別ノ事候間、可有御相談トノ事、

返答、乱坊并袈裟ノ儀モ、同可爲 公儀次第由仰了

史料1 山伏のことにつき、聖護院門跡から雜務と少貳の二人の使
いが来た。多聞坊が乱暴したことについて上つてきた。公儀が沙汰
をするだろう。袈裟の事はそれぞれ別のことであるので、相談され
るのが良いだろうとの事。それに対する返答は、乱坊と袈裟の事
も同じであるので公儀が決められるのが良いと、言いました。

史料2 慶長八年八月廿三日

山伏大行院袈裟事、今日一条殿江傳奏衆、御アツカイノ由被仰云々、
一条殿与風可有入寺由、京ヨリ申來了、

史料2 山伏大行院の袈裟の事、今日一条殿へ伝奏衆が、和談につ
いて仰せになつたらしい、一条殿ふと寺に行きますと京都から報告
があつた。

史料4 山伏袈裟の事について、免長老のところに向かつた、扱い
が破れてしまつたとの事、なので両使いを以一条殿に申し上げた。
一日中返事を待つていたら満足のいく返答が
來た。

史料5 慶長八年十月八日

山伏袈裟之儀、豊光寺將軍江昨日披露、当山・本山各別之由被仰出、
外聞大慶此事候、当山御再興但此儀候、聖護院不慮之企、却而被失
面目了、多聞坊召出、可有御糺明之由、同被仰出了、則兩長老ヨリ
當山先達爲御礼參、杉原三十帖惣分ヨリ進上之、其外銘々進物在之、

史料3 当山の先達が礼に來た、杉原紙30帖惣分から差し上げた。
その他に銘々の進物があつた。大行院の袈裟の事について、先達が
連署して差し上げた。今日扱いとして公家たちが寺に来る。但延引
になつた。

史料4 慶長八年九月七日

山伏袈裟之儀ニ付、免長老ヘ罷向了、扱破次第二可有披露由異見也、
仍以兩使一条殿へ申遣了、今日中於待申者可爲御満足由返答、

聖門江書状遣之云々、東條紀伊守入道并圓光寺同取合申云々、仍使札遣之、

一四

史料5 山伏の袈裟の事、豊光寺が將軍へ昨日披露された、当山、

二〇一五

本山それぞれを分けるのがいいと仰せになつた、とても喜ばしいことだ、当山の再興とはこのことである。聖護院の思いがけない企ては、かえつて面目を失つた、多聞坊を呼び出し、糺明されるだろう、仰せだされました、則両長老から聖門へ書状を書きました、東條紀伊守入道と圓光院が取り合と言われたなので、札を遣わした。

白峰旬『十六・七世紀イエズス会日本報告集』における五大老・五奉行に関する記載についての考察（その1）別府大学大学院紀要二〇一五
白峰旬『十六・七世紀イエズス会日本報告集』における五大老・五奉行に関する記載についての考察（その2）二〇一五 史学論叢
福田千鶴『豊臣秀頼』吉川弘文館 二〇一四

参考文献

藤井譲二「日本近世の歴史1天下人の時代」吉川弘文館 二〇二一年

笠谷和比古「関ヶ原合戦」講談社選書メチエ 一九九四年

笠谷和比古「関ヶ原合戦と近世の国制」思文閣出版 二〇〇〇年

渡辺大門「戦国史の俗説を覆す」柏書房二〇一六年

曾根勇二「大坂の陣と豊臣秀頼」吉川弘文館二〇一三年

山本博文「豊臣政権期島津氏の蔵入地と軍役体制」史学雑誌 92巻

山本博文「幕藩制の成立と近世の国制」校倉書房 一九九〇年

福田千鶴「江戸幕府の成立と公儀」岩波講座日本歴史10巻 二〇